



給特法改定案成立！！立民、維新、国民の賛成！れいわ・共産は反対 「働かせ放題」固定化、長時間労働の「見えない化」 「手当増やせと言っていない、教師を殺す気か！！」

6/11 に参議院本会議で給特法改定案が、与党以外に立民、維新、国民などが賛成して成立、反対はれいわと共産のみでした。

枚方教組も加わる全教(全日本教職員組合)は「断固抗議します」と声明を発表していました。

『手取りを増やせ』とは誰も言っていない。教師を殺す気か(西村祐二氏)

「人たるに値しない生活・働き方や」に追い込まれている教職員。精神疾患の病休増加、新任、若年層の退職の増加、学校の教育活動の維持さえ困難になる教員不足の急速な拡大。

労働法による当たり前の権利を認め、それを保障するための教員増や委員会・管理職による当然の労務管理を求めるところこそ重要な出発点でした。

それがいつの間にか、「定額働かせ放題」はそのままで、わずかな手当の増額ばかりにマスコミも含め問題をすり替えられてきたといえます。

『手取りを増やせ』とは誰も言っていない。教師を殺す気かと思う。現職高校教諭で、実名で教員働き方の問題点を訴える西村祐二さんは給特法改定案の成立でこうコメントしています。

「時間外の業務が労働時間でないなら、それはやらなくていい業務なのか」

大臣「やらなくていい業務とっていない」、結局「働かせ放題」固定化に

阿部大臣「命令のない時間外業務は教員の『自主的行為』で「労働時間」に当たらない」

吉良議員「4項目以外の業務は教員が勝手になっている、本来やらなくてもいい業務なのか」

阿部大臣「勤務時間に当たらないと言っているだけで、やらなくていい業務とっていない」

吉良議員「授業準備、成績処理、保護者対応、生徒対応も全部労働時間でないということ。じゃもう全部やめていいですね、学校回らなくなるけど、放って帰れということなのか。総理もそう言うなら帰ろう、やってられないという声が上がっている」

阿部大臣「給特法では時間外業務は勤務時間に当たらない(全く同じ文言の繰り返し)」

吉良議員「時間外業務を労働時間と認めない限り、長時間労働は減らせない」

6/10参議院の委員会では阿部文科科学大臣と、共産党の吉良議員とのやり取りの一部です。

結局、授業準備、成績業務、保護者、生徒対応など学校教育に不可欠の業務は「自主的行為」で「勤務時間ではない」扱い。

時間外業務がどれだけ膨れ上がっても、文科省や教育委員会には責任がかからず、それを縮減する義務がないことを、大臣が明言しているような答弁といえます。

授業準備、保護者、生徒対応、学級づくりはスキマ時間・時間外に

審議の中で阿部文科大臣は、「文科省の勤務実態調査は今後考えていない」「教育委員会の勤務時間把握で対応できる」としています。また、持ち帰り業務の実態把握についても、「基本的に行うべきものでなく、公表

全教(全日本教職員組合)の枚方教職員組合のニュースです

の義務はない)(初等中等局長)と答弁しています。

「公表義務がなければ、在校時間は減っても、(持ち帰り業務で)見えないところへ隠されていく」「自治体の勤務時間把握では休憩時間が自動的に45分差し引かれていることが多く、これであ実態把握できない」と厳しく指摘されています。

現場では、教員不足が深刻でも、教育委員会から課題や指示が増やされ、学校・教員本来の業務のはずの授業・学級活動準備、生徒・保護者との関係づくりは「スキマ時間」「金う時間外」に追いやられて、結局「働かせ放題」が固定化「合法化」されてしまいます。

今後、大阪での「主務教諭」の条例化を許さない取り組み、教員定数増、少人数学級拡大を抜本的に求め、給特法の再度の見直しを、力を合わせて求めていきましょう。

府教採試験 定員増で倍率低下? 小2.3倍、中2.7倍 教員の働き方敬遠?さらなる講師不足の恐れも

府教委は、6/6 に令和8年度の教員採用試験の志願者数・倍率を公表しています。

小学校は2.3倍(昨年3.3倍)、中学校は2.7倍(昨年5.1倍)と昨年から大幅な倍率の低下となっています。

令和8年度採用試験では、志願者数は微増しているものの、教員不足の中で府教委が募集定員を昨年より小学校450人⇒700人、中学校300人⇒600人と大幅に募集定員を増やしています。(一方で、養護教諭の定員は40人⇒30人と昨年比減となり、倍率も12.2倍⇒16.8倍に逆に大幅にアップしています。)

募集定員、倍率の変化 (左2024年、右2025年)	
小学校450人	⇒700人
3.3倍	⇒2.3倍
中学校300人	⇒600人
5.1倍	⇒2.7倍
養護教諭40人	⇒30人
12.2倍	⇒16.8倍

全国に広がる定員割れ、合格辞退

教員の働き方への懸念が最大の要因

しかし、志願者数が減っていないことをもって安心できる状態ではありません。正規の採用増は、大変重要で評価される動きですが、一方で、年度途中の代替講師の確保にも影響もあります。

また、昨年は、全国各地の自治体で、採用試験合格者の事態が相次ぐことで、定員割れが広がりました。高知では合格者の7割が辞退。熊本市では応募不足で52人を追加募集することが起きていました。

今年度は佐賀県、宮崎県の小学校で応募段階から0.9倍となっており、全国的にも、教員の働き方に対する懸念から、教職を敬遠する傾向が続いているといえます。昨年に続き、合格者の辞退が広がることも予想されます。

神戸市では令和8年9月から部活動を地域移行する方針を公表、このこともあってか、中高卒で志願者が130人増加したとされます。

現場の教職員、教員志望の学生などが、これなら安心して働き続けられると実感できるような、働き方改革、学校の仕事の在り方を見直すことが不可欠といえます。

第3回まなび庵 6月28日(土) 10:00~12:00 ラポールひらかた

「探究ってなあに? ~みんなで創る探究学習~」

講師 磯西重行さん(五常小)、春名麻子さん(招堤小)

どなたでも参加できます。当日参加でも歓迎 資料代300円

事前申し込みQR



枚方教組に加入して学校や働き方を変えていきましょう

枚方教組 府教委の支援学級編成基準変更で申し入れ 変更を踏まえた適切な対応を、実態に基づく申請を

枚方教組は、6/16に市教委に対して、府教委が来年度設置の支援学級申請から、編成基準の変更を行うとしていることに関して、市教委としても適切な対応を行うように求めるとともに、子どもや学校の実態に基づく申請ができるように申し入れを行いました。(申し入れ文は組合HPを参照)

府教委・来年度から「種別ごと、学年ごと」を原則として学級編成の方針

従来の支援学級編成では、「障害種別ごと」に全学年合わせた人数を上限の8人を基準に分割して編成していました。昨年12月にも取り上げたように、府教委は令和8年度の支援学級申請から、「障害種別ごとに、同学年の児童生徒で編成することを原則」「できる限り少ない学年で編成する」方針を公表していました。

この方針通りならば、支援学級の編成が余裕をもって設置でき、学年ごとを基本として編成しやすくなるなど、学校や子どもたちにとってもプラスになることも考えられます。

また、府教委は実際の授業や活動に際しては、学校で実態に応じた集団編成での指導も可能としています。

申請で適切な対応を、十分な情報提供、説明を、実態に基づく申請を

組合として、市教委への申請で、従来学校との間で様々なやり取りで、学校側と相互の理解や共有に課題があり、学校側の受け止めとしても様々な意見も聞かれていたことから、市教委に対して適切な申請での対応を求めています。

大教組と府教委との交渉での回答、府教委からの説明などで、支援学級申請に際して、重要な点も伝え、学校や子どもたちの実態に基づく申請となるよう対応することも求めています。

また、病弱、弱視、肢体不自由などの種別での設置に際して、一人でも対象の子どもがいる場合は、学級設置をして子どもの状況に応じた支援は配慮ができるようにすることも求めました。

遅れている府教委の説明があり次第 学校に説明、子どもの実態もとに対応

市教委としても、入級に際しても必ずしも診断名、診断の有無を条件とせず、子どもたちの実態に応じた支援の在り方、学びの場の選択が基本として、学級設置の申請でも、学校の状況把握しながら対応したいとしています。

また、府教委の来年度の学級設置の申請の具体的な説明が遅れており、明らかになれば、学校への説明、情報提供を進めていくとしています。

※ 記事の訂正 6/3 付 1983 号の「中学校 40 人超学級」の表中で

長尾中 3年(4学級、+1人) ⇒ 長尾西中 3年(4学級、+1人) と訂正します

全教(全日本教職員組合)の枚方教職員組合のニュースです 枚方教組に加入して学校や働き方を変えていきましょう

文科省「工夫で週28コマ可能」「教科書量精選」！？ 実は年間授業時数、学習内容減らさず、年5週分増で計画

6/16の中教審教育課程企画特別部会で、子ども学校現場への学習負担が大きくなっていると批判が強い、授業時数、学習内容について、「過度な負担」から「教師の余白を生み出す」必要があると、授業時数の在り方教科書分量の扱いの工夫例を示しています。

工夫で週28コマ時間割可能！？

文科省が部会の中で提示した全国の学校の事例をもとにした工夫例で、年間35週の計画ではなく、実際に授業等が行われている年40週での計画なら週当たりのコマ数を縮減可能として時数の計算例を上げています。

ほかにも全国の学校で取り組まれているとする、休み時間、清掃時間の縮減、モジュール(細切れ時間)授業、100分授業などで、下校時間を早めて、放課後の先生たちの「余白の時間」が増やせると事例を上げています。

けど年間総授業時数は減らさない、これではギチギチの学校生活に！？

これらの文科省が示す工夫例はすべて、現行の年間授業時数の確保が大前提。授業時数そのものを削減することは全く選択肢として挙げられていません。

工夫例通りなら年35週で授業していたのが、週の時間数は減っても、年間で5週分が教科書に基づく授業でうめられ、それこそ従来「余白」として学校や学級で独自の授業や教育活動を展開したり、短縮授業にしていたことができなくなり、それこそ年度初めの計画通りのギチギチの学校生活になりかねません。

授業時数全体の見直し、削減こそ必要なのは明らかです。

柔軟な授業時数「裁量的な時間」「調整授業時数制度」 さらに求められる複雑対応

さらに授業時数では、柔軟な授業時数の設定を可能にすると、「裁量的な時間」を設定する「調整授業時数制度」も提案。従来の裁量の時間とは違い、年間総時数の中で、各教科の授業時数を減じて、他の教科に回したり、探求学習の時数や学校独自の教科を設定できるとしています。

場合によっては、年度途中で時数の不足が見込まれる教科に他の教科の時数を振り替えることも可能として、全体の時数の枠内で対応できるものになっています。

「柔軟」「工夫」が可能と次々打ち出されても、現場では求められることが多すぎて、理解も対応も不可能、結局現場、教職員の負担と犠牲をさらに強いるものと思えません。

教科書分量の精選言うけど・・・指導要領の学習内容の縮減こそ

部会の中では、教科書内容の重点化や精選についても取り上げられています。小学校では、教科書の分量は50年前の3倍に増加しているとされ、世界的にもカリキュラムオーバーロードが大きな課題とされています。

この点でも学習指導要領が示す学習内容が限界を越える多さになっている点は取り上げられておらず。この点こそ見直すことが必要です。

文科省の工夫例

- ① 年間総授業日数決定
例 年200日(40週1120時間)
- ② 週時間数を28コマに仮定
- ③ 行事等特別活動時数を設定
例 年60コマ(時間)
- ④ 欠課の時数を計算
(卒入学式、個人懇談などで)
例 年45コマ(時間)
- ⑤ 実施可能な授業時数計算
1120-60-45=1015コマ

大教組と府教委との交渉、説明での内容

【大教組障教部対府交渉での府教委回答】

- ・ 可能な限り種別設置を進める。
- ・ 在籍一人でも障害種別で設置できる。
- ・ 障害児学級1学級は定数8人が府の基準。
- ・ 「8月以降の次年度学級増申請」は、地教委との協議に応じる。

【4・27通知に関する、府教委の組合への説明】

- ・ 個々の障がいの状況や心身の発達に応じた指導が適切に実施され、すべての子どもの学びが保障されることが重要
- ・ 子ども一人ひとりの障害の状況、学校の状況があるので、時数で一律に決めるものではない
- ・ 「特別的教育課程」の内容の見直しや「学びの場」の変更の検討が必要である場合は、本人・保護者と十分に話し合い、合意形成を丁寧に行うことを、市町村教育委員会に指導助言している
- ・ 特別支援学級を退級した子どもについても、子どもの状況に応じて、再入級することは可能